

# ウェディング一次会、二次会、結納・顔合わせ バナー・広告約款

## 第1条（約款の適用および契約の成立）

1. 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供するバナー・広告サービス(以下「本サービス」という)に関して申込みを行った者のうち、当社が承認した者(以下「契約者」という)と当社との間に適用される。
2. 本約款に基づく当社と契約者との契約(以下「本契約」という)は、本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)が、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)の提出をもって本サービスの利用を当社に対し申込み、当社が当該申込みを承諾した時点で成立する。なお、当社は、かかる利用希望者の申込みを承諾しない場合であっても、その理由を通知する義務を負わない。
3. 本サービスの利用については当社と契約者との間で当社が別途提供するウェディング二次会、結納・顔合わせサービスにかかる契約を締結し、現に情報の掲載を行っていることを本サービスの利用の条件とする。本サービスに関し、本約款に定めのない事項については、掲載サービス約款(以下「原約款」という)が適用され、本約款の定めと原約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとする。

## 第2条（本サービス）

1. 当社は、契約者に対して、本サービスとして、当社のウェブサイト上の契約者の情報を掲載ページに誘導するバナー・広告を当社が指定する箇所に掲載するサービスを提供する。また、当社は、本サービスの一部として、当社の裁量で任意に本サービスに特典を付加することができるものとする。
2. 本サービスの詳細については当社で決定するものとし、当社はこれを随時見直すことができる。
3. 契約者は、本サービスが当社の裁量で実施されるものであることを承諾したうえで、本サービスの利用を申込みものとする。
4. 当社は、契約者に対し、本サービスについて有用性、合目的性、一定の成果等一切の保証をしないものとする。
5. 本サービスの利用において、契約者は、当社に対し、本サービスを利用するために必要となる SNS サービス等のアカウントを開示する場合、当社は、当該アカウントを本サービス提供の目的にのみ使用するものとし、本契約が終了したときは速やかに破棄するものとする。

## 第3条（契約者の責任）

1. 契約者が本サービスにおいて使用する文章、画像等(以下「情報等」という)を当社に提供するにあたっては、本サービスにおける利用が、第三者の著作権、著作者人格権、肖像権、商標権、その他の知的財産権またはいかなる権利をも侵害しないよう自己の責任と費用負担において当該第三者との間で必要なすべての権利処理をあらかじめ完了させるものとする。
2. 当社は、契約者が前項に違反すると判断した場合、契約者に対し情報等の変更を求めまたは自ら停止、情報の削除・変更を行うことができる。
3. 情報等に起因し、またはこれに関連して、当社と第三者との間で生じた一切の紛争については、契約者が自己の費用と責任において誠実に対応する。但し、当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し、当該紛争の解決のために要した費用全額(訴訟費用、弁護士費用などを含むがこれに限られない)を請求することができる。

## 第4条（料金の支払）

本サービスの料金(以下「利用料金」という)は、本申込書記載のとおりとする。契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに本サービスの料金を当社に支払うものとする。なお、本サービスの料金は、月の途中で本契約が終了又は解約された場合であっても、日割り計算による請求金額の調整は行わない。

## 第5条（契約期間）

1. 本契約は、本契約の成立日から有効とし、本契約の期間(以下「本契約期間」という)は、初回掲載日から契約者が希望する掲載期間の終了日までとする。この場合、本契約期間中の解約はできない。
2. 前項の定めにかかわらず、本サービスをウェディングパッケージ(定期)に基づき利用する場合、本契約は本契約の成立日から有効とし、本契約期間は、初回掲載日から1か月間とする。但し、本契約期間の満了日の1か月前までに一方当事者から他方当事者に本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1か月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。なお、本契約期間中に本契約を解約する場合、解約日の1か月前までに相手方に通知するものとする。契約者が解約する場合は当社所定の書面にてこれを通知する。
3. 本サービスの提供期間は、本契約期間に準ずる。

## 第6条（契約者情報の提供）

契約者は、契約者情報を当社の指定する方法により、当社に提供するものとする。

## 第7条（一時停止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を予告なく停止することができる。
  - (1) 当社または通信事業者等の設備の事故、災害、メンテナンス、バージョンアップその他技術的理由により本サービスの提供が不能または困難なとき
  - (2) 当社の責によらない事由により本サービスの提供が不能または困難なとき
2. 当社は、契約者が本契約に違反した場合には、違反状態が解消されるまでの間、何時でも本サービスの全部または一部を停止することができる。
3. 前二項の場合において、当社は、契約者に対する債務の遅滞または不履行から免責され、これによるいかなる損害も負担しない。また、前二項の規定に基づき本サービスの提供を一時停止した場合であっても、当社は、利用料金等を払い戻さず、また停止期間中も契約者の利用料金等支払義務は発生する。

制定日 2022年2月22日

改定日 2025年4月15日